

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	<ul style="list-style-type: none"> 階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ※法7条の3参照 ※プレキャストの場合を含む 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	H19.6.20～

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(埼玉県)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
埼玉県 さいたま市 川口市 所沢市 草加市 新座市 川越市 越谷市 上尾市 春日部市 狭山市 熊谷市 久喜市	イ 主要構造部の全部又は一部を木造その他これに類する構造とした住宅(長屋、共同住宅及び住宅以外の用途を兼ねる建築物を含む)であって、地階を除く階数が3以上のもの(ホに掲げる建築物を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 法第85条第5項の許可を受けた建築物 法第68条の20第1項の規定により建築物である認証型式部材等に係る型式に適合するとみなされる建築物 	指定なし
	ロ 鉄骨造その他これに類する構造の建築物であって、地階を除く階数が5以上のもの		
	ハ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物であって、地階を除く階数が5以上のもの		
	ニ 鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物であって、地階を除く階数が5以上のもの		
	ホ イからニに掲げる構造のうち2以上の構造を併用する建築物であって、地階を除く階数が5以上のもの		

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※H24年7月現在の指定に基づく、表記としています。確認申請の提出時期により、従前の指定に係る場合がありますので御注意願います。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事(※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(埼玉県)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程	
埼玉県 さいたま市 川口市 草加市 新座市 川越市 越谷市 上尾市 春日部市 狭山市 熊谷市 久喜市	木造	屋根工事の工程	壁の外装工事及び内装工事(これらの工事のうち、工法上中間検査前に施工することがやむを得ない工事を除く)の工程	
	S造	基礎工程	基礎の配筋工事の工程	基礎コンクリートの打設工事の工程
		建て方工程	1階の建て方工事の工程	耐火被覆工事その他鉄骨部分を覆う工事の工程
	RC造	基礎工程	基礎の配筋工事の工程	基礎コンクリートの打設工事の工程
		建て方工程	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事の工程(当該配筋工事を現場で行わない場合にあつては、2階の床及びこれを支持するはりの取付工事)	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程(2階床及びこれを支持するはりの配筋工事を現場で行わない場合にあつては、直上階柱又は壁の取付工事)
	SRC造	基礎工程	基礎の配筋工事の工程	基礎コンクリートの打設工事の工程
		建て方工程	1階の建て方工事の工程※1	柱又ははりの配筋工事の工程※1
	備考	・木造、S造、RC造、SRC造は、その他これに類する構造を含む。 ・2以上の構造を併用する場合は、それぞれの構造毎に応じ特定工程及び特定工程後の工程が保ります。 ※1 共同住宅及び共同住宅の用途を含む対象建築物の場合は、法第7条の3第1項第1号に規定する特定工程及び令12条に規定する特定工程後の工程[①表中]となります。		

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※H24年7月現在の指定に基づく、表記としています。確認申請の提出時期により、従前の指定が係る場合がありますので御注意願います。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。